

産業廃棄物処理施設設置許可証

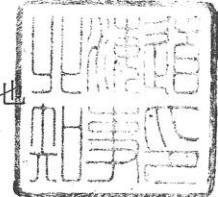
平成 12 年 8 月 9 日

住 所 釧路郡釧路町別保原野南 21 線 46 番地 20

氏 名 株式会社釧路厚生社
代表取締役 中山 勝範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也



許可の年月日	平成 12 年 8 月 9 日	許可番号	釧環生第 3203-3 号
施設の種類及び 処理する産業廃 棄物の種類	施行令第 7 条第 1 号（汚泥の脱水施設） ----- 汚泥		
設 置 場 所	釧路郡釧路町別保原野南 21 線 46 番地 13		
処 理 能 力	62.5 トン／日 (8 時間)		
許 可 の 条 件			
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、 指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

別記様式 5 1 (規則様式第 20 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 13 年 7 月 5 日

住 所 銚路郡銚路町別保原野南 21 線 46 番地 20

氏名 株式会社 銚路厚生社
代表取締役 中山勝範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也

許可の年月日	平成 13 年 7 月 5 日	許可番号	釧環生第 3048-3 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第 7 条第 7 号 (廃プラスチック類の破碎施設) 施行令第 7 条第 8 号の 2 (木くずの破碎施設)		
	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず		
設置場所	銚路郡銚路町別保原野南 21 線 45 番地 2		
処理能力	廃プラスチック類 80.928 t / 日 (8 時間) (10.116 t / 時間) 木くず 28.896 t / 日 (8 時間) (3.612 t / 時間)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(銚路支庁)





別記様式 51 (規則様式第 20 号)

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 13 年 4 月 26 日

住 所 釧路郡釧路町別保原野南 21 線 46 番地 20

氏 名 株式会社 釧路厚生社
代表取締役 中山勝範

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 堀 達也

許可の年月日	平成 13 年 4 月 27 日	許可番号	釧環生第 3203-4 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第 7 条第 8 号の 2 (木くずの破碎施設) ----- 木くず		
設置場所	釧路郡釧路町別保原野南 21 線 45 番地 2		
処理能力	160 t / 日 (8 時間) (20 t / 時間)		
許可の条件			
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

(日本工業規格 A 列 4 番)



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成27年4月6日

住 所 北海道釧路市新野41番地の1

氏 名 株式会社 釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ

許可の年月日	平成27年4月6日	許可番号	釧環生第 97 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号口（安定型最終処分場）		
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、廃プラスチック類（ただし、自動車等破碎物（自動車（原動機付自転車を含む。）若しくは電気機械器具又はこれらの中の一部（自動車の窓ガラス、自動車のバンパー（プラスチック又は金属から成る部分に限る。）及び自動車のタイヤを除く。）の破碎に伴って生じたものをいう。以下同じ。）、廃プリント配線板（鉛を含むはんだが使用されているものに限る。以下同じ。）及び廃容器包装（固形状又は液状の物の容器又は包装であって、不要であるもの（有害物質又は有機性の物質が付着及び混入しているもの。）以下同じ。）であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（自動車等破碎物、廃プリント配線板、鉛蓄電池の電極であって不要物であるもの、鉛製の管又は板であって不要物であるもの及び廃容器包装であるものを除く。）、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（自動車等破碎物、廃ブラン管（側面部）、廃石膏ボード及び廃容器包装であるものを除き、石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず			
設置場所	北海道釧路郡釧路町字遠野原野102番1		
処理能力	面積 17,882 m ² 埋立容積 101,230 m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（釧路総合振興局）

産業廃棄物処理施設変更許可証

平成27年4月6日

住 所 北海道釧路市新野41番地の1

氏 名 株式会社 釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の6第1項の規定により、変更の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事

高橋 はるひ

許可の年月日	平成27年4月6日	許可番号	釧環生第 98 号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨を含む。）	施行令第7条第14号ロ（安定型最終処分場） 施行令第7条第14号ハ（管理型最終処分場）		
設置場所	燃え殻、汚泥、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、鉱さい、ばいじん、動物のふん尿、動物の死体、産業廃棄物を処分するために処理したもの、廃石綿等、廃油（タールピッチ類に限る。）、動物系固体不溶物		
処理能力	面 積 14, 832 m ² 埋立容積 72, 860 m ³		
許可の条件	*****		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 ● 無 ○		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		

（北海道釧路総合振興局）



産業廃棄物処理施設設置許可証

平成29年5月30日

住 所 北海道釧路市新野41番地の1

氏 名 株式会社釧路厚生社
代表取締役 福田 雅嘉

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可年月日	平成29年5月30日	許可番号	釧環生第756号		
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類	施行令第7条第3号 (汚泥の焼却施設) 施行令第7条第8号 (廃プラスチック類の焼却施設) 施行令第7条第13号の2 (産業廃棄物の焼却施設)				
燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、動物の死体、ばいじん、廃油（揮発油類、灯油類、軽油類）、廃酸（pH2.0以下）、廃アルカリ（pH12.5以上）、感染性産業廃棄物					
設置場所	北海道釧路郡釧路町別保原野南21線45番地1				
処理能力	汚泥の焼却施設 18.18m ³ /日 (24時間) 0.757m ³ /時間 廃プラスチック類の焼却施設 9.48t/日 (24時間) 0.395t/時間 産業廃棄物の焼却施設 20.00t/日 (24時間) 0.833t/時間				
許可の条件	*****				
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有 無				
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は当局に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。				

(北海道釧路総合振興局)